

令和2年（2020年）

旭川市議会議案

第1回定例会

令和2年2月19日開会

令和2年 月 日閉会

令和元年度旭川市一般会計補正予算について

令和元年度旭川市一般会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和2年2月19日提出

旭川市長 西 川 将 人

令和元年度旭川市国民健康保険事業特別会計補正予算について

令和元年度旭川市国民健康保険事業特別会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和2年2月19日提出

旭川市長 西 川 将 人

令和元年度旭川市動物園事業特別会計補正予算について

令和元年度旭川市動物園事業特別会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和2年2月19日提出

旭川市長 西 川 将 人

令和元年度旭川市公共駐車場事業特別会計補正予算について

令和元年度旭川市公共駐車場事業特別会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和2年2月19日提出

旭川市長 西 川 将 人

令和元年度旭川市育英事業特別会計補正予算について

令和元年度旭川市育英事業特別会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和2年2月19日提出

旭川市長 西 川 将 人

令和元年度旭川市駅周辺開発事業特別会計補正予算について

令和元年度旭川市駅周辺開発事業特別会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和2年2月19日提出

旭川市長 西 川 将 人

令和元年度旭川市介護保険事業特別会計補正予算について

令和元年度旭川市介護保険事業特別会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和2年2月19日提出

旭川市長 西 川 将 人

令和元年度旭川市水道事業会計補正予算について

令和元年度旭川市水道事業会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和2年2月19日提出

旭川市長 西 川 将 人

令和元年度旭川市下水道事業会計補正予算について

令和元年度旭川市下水道事業会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和2年2月19日提出

旭川市長 西 川 将 人

令和元年度旭川市病院事業会計補正予算について

令和元年度旭川市病院事業会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和2年2月19日提出

旭川市長 西 川 将 人

旭川市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年2月19日提出

旭川市長 西 川 将 人

旭川市印鑑条例の一部を改正する条例

旭川市印鑑条例（昭和59年旭川市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号を次のように改める。

(2) 意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説 明）

印鑑の登録資格に係る規定を整備するために、旭川市印鑑条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市学校給食共同調理所条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市学校給食共同調理所条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年2月19日提出

旭川市長 西 川 将 人

旭川市学校給食共同調理所条例の一部を改正する条例

旭川市学校給食共同調理所条例（昭和43年旭川市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「		旭川市立東栄小学校共同調理所	旭川市東光4条6丁目	」，
「		旭川市立東光小学校共同調理所	旭川市東光17条6丁目	
		旭川市立永山南小学校共同調理所	旭川市永山9条6丁目	」及び
「		旭川市立愛宕東小学校共同調理所	旭川市豊岡7条9丁目	
		旭川市立共栄小学校共同調理所	旭川市豊岡2条10丁目	」を削る。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（説 明）

旭川市立東栄小学校共同調理所等を廃止するために、旭川市学校給食共同調理所条例の一部を改正しようとするものである。

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者の指定をしたいので、議会の議決を求める。

令和2年2月19日提出

旭川市長 西 川 将 人

1 管理を行わせる公の施設

- (1) 旭川市西神楽農業構造改善センター
- (2) 旭川市西神楽公民館（同館に置く分館を含む。）

2 指定管理者

旭川市西神楽南2条3丁目
西神楽まちづくり委員会

3 公の施設の管理を行わせる期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者の指定をしたいので、議会の議決を求める。

令和2年2月19日提出

旭川市長 西 川 将 人

1 管理を行わせる公の施設

旭川市市民活動交流センター

2 指定管理者

旭川市7条通13丁目

特定非営利活動法人旭川NPOサポートセンター

3 公の施設の管理を行わせる期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者の指定をしたいので、議会の議決を求める。

令和2年2月19日提出

旭川市長 西 川 将 人

1 管理を行わせる公の施設

旭川市末広地域活動センター

2 指定管理者

旭川市末広東2条9丁目

旭川市末広地域活動センター運営委員会

3 公の施設の管理を行わせる期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者の指定をしたいので、議会の議決を求める。

令和2年2月19日提出

旭川市長 西 川 将 人

1 管理を行わせる公の施設

旭川市東部住民センター

2 指定管理者

旭川市東光5条2丁目

旭川市東部住民センター運営委員会

3 公の施設の管理を行わせる期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者の指定をしたいので、議会の議決を求める。

令和2年2月19日提出

旭川市長 西 川 将 人

1 管理を行わせる公の施設

旭川市北部住民センター

2 指定管理者

旭川市春光5条4丁目

旭川市北部住民センター運営委員会

3 公の施設の管理を行わせる期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者の指定をしたいので、議会の議決を求める。

令和2年2月19日提出

旭川市長 西 川 将 人

1 管理を行わせる公の施設

旭川市永山住民センター

2 指定管理者

旭川市永山7条4丁目

旭川市永山住民センター運営委員会

3 公の施設の管理を行わせる期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者の指定をしたいので、議会の議決を求める。

令和2年2月19日提出

旭川市長 西 川 将 人

1 管理を行わせる公の施設

旭川市神居住民センター

2 指定管理者

旭川市神居2条17丁目

旭川市神居住民センター運営委員会

3 公の施設の管理を行わせる期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者の指定をしたいので、議会の議決を求める。

令和2年2月19日提出

旭川市長 西 川 将 人

1 管理を行わせる公の施設

旭川市末広地区センター

2 指定管理者

旭川市末広2条4丁目

旭川市末広地区センター運営委員会

3 公の施設の管理を行わせる期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者の指定をしたいので、議会の議決を求める。

令和2年2月19日提出

旭川市長 西 川 将 人

1 管理を行わせる公の施設

旭川市豊岡地区センター

2 指定管理者

旭川市豊岡11条3丁目

旭川市豊岡地区センター運営委員会

3 公の施設の管理を行わせる期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者の指定をしたいので、議会の議決を求める。

令和2年2月19日提出

旭川市長 西 川 将 人

1 管理を行わせる公の施設

旭川市忠和地区センター

2 指定管理者

旭川市忠和5条5丁目

旭川市忠和地区センター運営委員会

3 公の施設の管理を行わせる期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者の指定をしたいので、議会の議決を求める。

令和2年2月19日提出

旭川市長 西 川 将 人

1 管理を行わせる公の施設

旭川市啓明地区センター

2 指定管理者

旭川市南5条通25丁目

旭川市啓明地区センター運営委員会

3 公の施設の管理を行わせる期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者の指定をしたいので、議会の議決を求める。

令和2年2月19日提出

旭川市長 西 川 将 人

1 管理を行わせる公の施設

旭川市神楽岡地区センター

2 指定管理者

旭川市神楽岡12条2丁目

旭川市神楽岡地区センター運営委員会

3 公の施設の管理を行わせる期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者の指定をしたいので、議会の議決を求める。

令和2年2月19日提出

旭川市長 西 川 将 人

1 管理を行わせる公の施設

旭川市新旭川地区センター

2 指定管理者

旭川市東6条4丁目

旭川市新旭川地区センター運営委員会

3 公の施設の管理を行わせる期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者の指定をしたいので、議会の議決を求める。

令和2年2月19日提出

旭川市長 西 川 将 人

1 管理を行わせる公の施設

旭川市北星地区センター

2 指定管理者

旭川市旭町2条8丁目

旭川市北星地区センター運営委員会

3 公の施設の管理を行わせる期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者の指定をしたいので、議会の議決を求める。

令和2年2月19日提出

旭川市長 西 川 将 人

1 管理を行わせる公の施設

旭川市春光台地区センター

2 指定管理者

旭川市春光台3条5丁目

旭川市春光台地区センター運営委員会

3 公の施設の管理を行わせる期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者の指定をしたいので、議会の議決を求める。

令和2年2月19日提出

旭川市長 西 川 将 人

1 管理を行わせる公の施設

- (1) 東光児童センター
- (2) 神居児童センター
- (3) 神楽児童センター

2 指定管理者

旭川市住吉4条1丁目

ワーカーズコープ指定管理者グループ

3 公の施設の管理を行わせる期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者の指定をしたいので、議会の議決を求める。

令和2年2月19日提出

旭川市長 西 川 将 人

1 管理を行わせる公の施設

- (1) 北門児童センター
- (2) 春光住民児童センター
- (3) 永山児童センター

2 指定管理者

旭川市住吉4条1丁目

ワーカーズコープ指定管理者グループ

3 公の施設の管理を行わせる期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者の指定をしたいので、議会の議決を求める。

令和2年2月19日提出

旭川市長 西 川 将 人

- 1 管理を行わせる公の施設
旭川市北彩都子ども活動センター
- 2 指定管理者
旭川市1条通8丁目
こどもクラブグループ
- 3 公の施設の管理を行わせる期間
令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者の指定をしたいので、議会の議決を求める。

令和2年2月19日提出

旭川市長 西 川 将 人

1 管理を行わせる公の施設

旭川市東地区体育センター

2 指定管理者

旭川市豊岡2条5丁目

旭川市東地区体育センター運営委員会

3 公の施設の管理を行わせる期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者の指定をしたいので、議会の議決を求める。

令和2年2月19日提出

旭川市長 西 川 将 人

1 管理を行わせる公の施設

旭川大雪アリーナ

2 指定管理者

旭川市6条通9丁目

株式会社旭川振興公社

3 公の施設の管理を行わせる期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者の指定をしたいので、議会の議決を求める。

令和2年2月19日提出

旭川市長 西 川 将 人

1 管理を行わせる公の施設

旭川市営牧場

2 指定管理者

旭川市江丹別町中央

江丹別産業・江丹別ファーム指定管理者グループ

3 公の施設の管理を行わせる期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

令和2年度旭川市一般会計予算について

令和2年度旭川市一般会計予算を別冊のとおり定める。

令和2年2月19日提出

旭川市長 西 川 将 人

令和2年度旭川市国民健康保険事業特別会計予算について

令和2年度旭川市国民健康保険事業特別会計予算を別冊のとおり定める。

令和2年2月19日提出

旭川市長 西 川 将 人

令和2年度旭川市動物園事業特別会計予算について

令和2年度旭川市動物園事業特別会計予算を別冊のとおり定める。

令和2年2月19日提出

旭川市長 西 川 将 人

令和2年度旭川市公共駐車場事業特別会計予算について

令和2年度旭川市公共駐車場事業特別会計予算を別冊のとおり定める。

令和2年2月19日提出

旭川市長 西 川 将 人

令和2年度旭川市育英事業特別会計予算について

令和2年度旭川市育英事業特別会計予算を別冊のとおり定める。

令和2年2月19日提出

旭川市長 西 川 将 人

令和2年度旭川市介護保険事業特別会計予算について

令和2年度旭川市介護保険事業特別会計予算を別冊のとおり定める。

令和2年2月19日提出

旭川市長 西 川 将 人

令和2年度旭川市母子福祉資金等貸付事業特別会計予算について

令和2年度旭川市母子福祉資金等貸付事業特別会計予算を別冊のとおり定める。

令和2年2月19日提出

旭川市長 西 川 将 人

令和2年度旭川市後期高齢者医療事業特別会計予算について

令和2年度旭川市後期高齢者医療事業特別会計予算を別冊のとおり定める。

令和2年2月19日提出

旭川市長 西 川 将 人

令和2年度旭川市水道事業会計予算について

令和2年度旭川市水道事業会計予算を別冊のとおり定める。

令和2年2月19日提出

旭川市長 西 川 将 人

令和2年度旭川市下水道事業会計予算について

令和2年度旭川市下水道事業会計予算を別冊のとおり定める。

令和2年2月19日提出

旭川市長 西 川 将 人

令和2年度旭川市病院事業会計予算について

令和2年度旭川市病院事業会計予算を別冊のとおり定める。

令和2年2月19日提出

旭川市長 西 川 将 人

旭川市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市特別会計条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年2月19日提出

旭川市長 西 川 将 人

旭川市特別会計条例の一部を改正する条例

旭川市特別会計条例（昭和39年旭川市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第11号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和元年度旭川市駅周辺開発事業特別会計に関する出納の整理事務の取扱いについては、なお従前の例による。

（説 明）

駅周辺開発事業特別会計を廃止するために、旭川市特別会計条例の一部を改正しようとするものである。

旭川圏都市計画事業旭川駅周辺土地地区画整理事業施行条例及び旭川市
駅周辺土地地区画整理事業償還基金条例を廃止する条例の制定について

旭川圏都市計画事業旭川駅周辺土地地区画整理事業施行条例及び旭川市駅周辺土地地区画整理事業償還基金条例を廃止する条例を次のように定める。

令和2年2月19日提出

旭川市長 西 川 将 人

旭川圏都市計画事業旭川駅周辺土地地区画整理事業施行条例及び旭川市
駅周辺土地地区画整理事業償還基金条例を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 旭川圏都市計画事業旭川駅周辺土地地区画整理事業施行条例（平成8年旭川市条例第26号）
- (2) 旭川市駅周辺土地地区画整理事業償還基金条例（平成16年旭川市条例第3号）

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（説 明）

旭川圏都市計画事業旭川駅周辺土地地区画整理事業の終了に伴い、旭川圏都市計画事業旭川駅周辺土地地区画整理事業施行条例及び旭川市駅周辺土地地区画整理事業償還基金条例を廃止しようとするものである。

旭川市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に
関する条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例
を次のように定める。

令和2年2月19日提出

旭川市長 西 川 将 人

旭川市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に
関する条例の一部を改正する条例

旭川市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和43年旭川市条
例第18号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の1号を加える。

- (5) 給料を支給される職員 法第2条第4項に規定する平均給与額の例により実施機関が市
長と協議して定める額

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の旭川市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する
条例第4条第5号の規定は、この条例の施行の日以後に発生した事故に起因する公務上の災
害又は通勤による災害に係る補償について適用する。

(説 明)

会計年度任用職員に係る規定を整備するために、旭川市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

旭川市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年2月19日提出

旭川市長 西 川 将 人

旭川市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

旭川市特別職の職員の給与に関する条例（昭和26年旭川市条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「平成31年4月1日から令和2年3月31日」を「令和2年4月1日から令和3年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（説 明）

令和2年度における特別職の職員の給料月額の特例を定めるために、旭川市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市公営企業の管理者の給与等に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

旭川市公営企業の管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年2月19日提出

旭川市長 西 川 将 人

旭川市公営企業の管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例

旭川市公営企業の管理者の給与等に関する条例（昭和46年旭川市条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「平成31年4月1日から令和2年3月31日」を「令和2年4月1日から令和3年3月31日」に改める。

附則第7項中「平成31年4月1日から令和2年3月31日」を「令和2年4月1日から同年10月31日」に改める。

附則第8項を削る。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（説 明）

令和2年度における公営企業の管理者の給料月額の特例を定めるために、旭川市公営企業の管理者の給与等に関する条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年2月19日提出

旭川市長 西 川 将 人

旭川市手数料条例の一部を改正する条例

第1条 旭川市手数料条例（平成12年旭川市条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表中「住民票又は戸籍の附票に記載した事項に関するもの」を

「住民票（除票を含む。）又は戸籍の附票（戸籍の附票の除票を含む。）に記載した事項に関するもの」に、

通知カードの再交付	1枚につき	500円
個人番号カードの再交付	1枚につき	800円
住民票又は戸籍の附票の写しの交付	1通につき	350円

」を

個人番号カードの再交付	1枚につき	800円
住民票（除票を含む。）又は戸籍の附票（戸籍の附票の除票を含む。）の写しの交付	1通につき	350円

」に、

「1及び2の認定」を「1及び2又は3の認定」に、「1及び3又は4」を「1及び4又は5」に、「2及び3又は4」を「2又は3及び4又は5」に、

2 共同住宅の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合	1に掲げる低炭
-----------------------------------	---------

素建築物新築等計画の認定の申請に係る1棟の共同住宅の戸数の区分に応じ、それぞれこの欄の1に定める金額に、次に掲げる低炭素建築物新築等計画の認定の申請に係る1棟の共同住宅のうち住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を加えた額

」を

「

2 共同住宅の用途に供する一の建築物（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）第5条第3項第1号に規定する住宅に限る。）を単位として認定を申請する場合 1に掲げる低炭素建築物新築等計画の認定の申請に係る1棟の共同住宅の戸数の区分に応じ、それぞれこの欄の1に定める金額に、次に掲げる低炭素建築物新築等計画の認定の申請に係る1棟の共同住宅のうち住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を加えた額

」に、

「

3 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）第1条第1項第1号イ並びに都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号の経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準（以下「大臣が定める基準」という。）に適合している旨の認定を申請する場合 次に掲げる低炭素建築物新築等計画の認定の申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

」を

「

3 共同住宅の用途に供する一の建築物（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第5条第3項第2号に規定する住宅に限る。）を単位として認定を申請する場合 1に掲げる低炭素建築物新築等計画の認定の申請に係る1棟の共同住宅の戸数の区分に応じ、それぞれこの欄の1に定める金額

4 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位

として、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イ並びに都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号の経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準（以下「大臣が定める基準」という。）に適合している旨の認定を申請する場合 次に掲げる低炭素建築物新築等計画の認定の申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

」に、

「

4 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロ及び大臣が定める基準に適合している旨の認定を申請する場合 次に掲げる低炭素建築物新築等計画の認定の申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

」を

「

5 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロ及び大臣が定める基準に適合している旨の認定を申請する場合 次に掲げる低炭素建築物新築等計画の認定の申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

」に、

「

2 共同住宅の用途に供する一の建築物を単位として変更の認定を申請する場合 1に掲げる低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に係る1棟の共同住宅の戸数の区分に応じ、それぞれこの欄の1に定める金額に、次に掲げる低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に係る1棟の共同住宅のうち住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を加えた額

」を

「

2 共同住宅の用途に供する一の建築物（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第5条第3項第1号に規定する住宅に限る。）を単位として変更の認定を申請する場合 1に掲げる低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に係る1棟の共同住宅の戸数の区分に応じ、それぞれこの欄の1に定める金額に、次に掲げる低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に係る1棟の共同住宅のうち住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を加

えた額

」に、

「

3 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イ及び大臣が定める基準に適合している旨の変更の認定を申請する場合 次に掲げる低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

」を

「

3 共同住宅の用途に供する一の建築物（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第5条第3項第2号に規定する住宅に限る。）を単位として変更の認定を申請する場合 1に掲げる低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に係る1棟の共同住宅の戸数の区分に応じ、それぞれこの欄の1に定める金額

4 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イ及び大臣が定める基準に適合している旨の変更の認定を申請する場合 次に掲げる低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

」に、

「

4 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロ及び大臣が定める基準に適合している旨の変更の認定を申請する場合 次に掲げる低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

」を

「

5 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロ及び大臣が定める基準に適合している旨の変更の認定を申請する場合 次に掲げる低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に係る1棟の建築

物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

」に、

2 共同住宅の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合 1に掲げる建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に係る1棟の共同住宅の戸数の区分に応じ、それぞれこの欄の1に定める金額に、次に掲げる建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に係る1棟の共同住宅のうち住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を加えた額

」を

2 共同住宅の用途に供する一の建築物（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第12条第2項第1号に規定する住宅に限る。）を単位として認定を申請する場合 1に掲げる建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に係る1棟の共同住宅の戸数の区分に応じ、それぞれこの欄の1に定める金額に、次に掲げる建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に係る1棟の共同住宅のうち住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を加えた額

」に、

3 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の認定を申請する場合 次に掲げる建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

」を

3 共同住宅の用途に供する一の建築物（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第12条第2項第2号に規定する住宅に限る。）を単位として認定を申請する場合 1に掲げる建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に係る1棟の共同住宅の戸数の区分に

応じ、それぞれこの欄の 1 に定める金額
4 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第 10 条第 1 号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の認定を申請する場合 次に掲げる建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に係る 1 棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

」に、

4 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第 10 条第 1 号イ(2)及びロ(2)に適合している旨の認定を申請する場合 次に掲げる建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に係る 1 棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

」を

5 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第 10 条第 1 号イ(2)及びロ(2)に適合している旨の認定を申請する場合 次に掲げる建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に係る 1 棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

」に、

2 共同住宅の用途に供する一の建築物を単位として変更の認定を申請する場合 1 に掲げる建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に係る 1 棟の共同住宅の戸数の区分に応じ、それぞれこの欄の 1 に定める金額に、次に掲げる建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に係る 1 棟の共同住宅のうち住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を加えた額
--

」を

2 共同住宅の用途に供する一の建築物（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第 12 条第 2 項第 1 号に規定する住宅に限る。）を単位として変更の認定を申請する場合 1 に掲げる建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に係る 1 棟の共同住宅の戸数の区分に応じ、それぞれこの欄の 1 に定める金額に、次に掲げる建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に係る 1 棟の共同住宅のうち住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ
--

次に定める金額を加えた額

」に、

「

3 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第8条第1号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の認定を申請する場合 次に掲げる建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

」を

「

3 共同住宅の用途に供する一の建築物（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第12条第2項第2号に規定する住宅に限る。）を単位として変更の認定を申請する場合 1に掲げる建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に係る1棟の共同住宅の戸数の区分に応じ、それぞれこの欄の1に定める金額

4 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第8条第1号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の認定を申請する場合 次に掲げる建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

」に、

「

4 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に適合している旨の認定を申請する場合 次に掲げる建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

」を

「

5 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に適合している旨の認定を申請する場合 次に掲げる建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に係る1棟の建築物の床面積の

合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

」に、

「

5 認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第3項に規定する他の建築物を新たに記載する場合 前項（摘要欄1及び6を除く。）の規定の例により算定した金額

」を

「

6 認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第3項に規定する他の建築物を新たに記載する場合 前項（摘要欄1及び6を除く。）の規定の例により算定した金額

」に、

「

2 住宅（共同住宅を除く。）の用途に供する一の建築物を単位として建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に適合している旨の認定を申請する場合 次に掲げる建築物エネルギー消費性能基準適合の認定の申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

」を

「

2 住宅（共同住宅を除く。）の用途に供する一の建築物を単位として建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)又はイ(3)及びロ(3)に適合している旨の認定を申請する場合 次に掲げる建築物エネルギー消費性能基準適合の認定の申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

」に、

「

3 共同住宅の用途に供する一の建築物を単位として建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の認定を申請する場合 次に掲げる建築物エネルギー消費性能基準適合の認定の申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

」を

「

3 共同住宅の用途に供する一の建築物を単位として建築物エネルギー消費性能基準等を定

める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の認定を申請する場合 次に掲げる建築物エネルギー消費性能基準適合の認定の申請に係る1棟の建築物の床面積（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第5条第3項第2号に規定する住宅にあっては、共用部分の床面積を除く。）の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

」に、

「

4 共同住宅の用途に供する一の建築物を単位として建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に適合している旨の認定を申請する場合 次に掲げる建築物エネルギー消費性能基準適合の認定の申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

」を

「

4 共同住宅の用途に供する一の建築物を単位として建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)又はイ(3)及びロ(3)に適合している旨の認定を申請する場合 次に掲げる建築物エネルギー消費性能基準適合の認定の申請に係る1棟の建築物の床面積（同令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に適合している旨の認定を申請する場合であって、当該建築物が同令第5条第3項第2号に規定する住宅であるとき及び同令第1条第1項第2号イ(3)及びロ(3)に適合している旨の認定を申請する場合にあっては、共用部分の床面積を除く。）の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

」に改める。

第2条 旭川市手数料条例の一部を次のように改正する。

別表中「第8条第1号イ(1)及びロ(1)」を「第10条第1号イ(1)及びロ(1)」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中別表の改正規定（住民票又は戸籍の附票に記載した事項に関するものの証明手数料及び住民票又は戸籍の附票の写しの交付手数料に係る部分に限る。）は令和2年4月1日から、同条中別表の改正規定（通知カードの再交付手数料に係る部分に限る。）は情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の

利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 16 号）附則第 1 条第 6 号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

- 2 第 2 条の規定による改正後の旭川市手数料条例の規定は，平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

（説 明）

住民基本台帳法等の一部改正等に伴い，旭川市手数料条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市水道事業等及び下水道事業の設置等に関する条例及び旭川市病院事業
の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市水道事業等及び下水道事業の設置等に関する条例及び旭川市病院事業の設置等に関する
条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年2月19日提出

旭川市長 西 川 将 人

旭川市水道事業等及び下水道事業の設置等に関する条例及び旭川市病院事業
の設置等に関する条例の一部を改正する条例

(旭川市水道事業等及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 旭川市水道事業等及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年旭川市条例第
30号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改める。

(旭川市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 旭川市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年旭川市条例第31号）の一部を次
のように改正する。

第5条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(説 明)

地方自治法の一部改正に伴い、旭川市水道事業等及び下水道事業の設置等に関する条例及び
旭川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年2月19日提出

旭川市長 西 川 将 人

旭川市火災予防条例の一部を改正する条例

旭川市火災予防条例（昭和48年旭川市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第42条第2項中「第112条第18項，第19項及び第20項」を「第112条第19項，第20項及び第21項」に改める。

附 則

この条例は，令和2年4月1日から施行する。

（説 明）

建築基準法施行令の一部改正に伴い，旭川市火災予防条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例の制定について

旭川市無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例を次のように定める。

令和2年2月19日提出

旭川市長 西 川 将 人

旭川市無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例

目次

第1章 総則（第1条―第3条）

第2章 基本方針（第4条）

第3章 設備及び運営に関する基準（第5条―第35条）

第4章 雑則（第36条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第68条の5第1項の規定に基づき、無料低額宿泊所の設備及び運営の基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において「無料低額宿泊所」とは、法第2条第3項第8号に規定する生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業を行う施設をいう。

2 前項に定めるもののほか、この条例において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

（無料低額宿泊所の範囲）

第3条 無料低額宿泊所は、次の各号に掲げる事項を満たすものとする。ただし、他の法令に

より必要な規制が行われている等事業の主たる目的が、生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させるものでないことが明らかである場合は、この限りでない。

(1) 次に掲げるいずれかの事項を満たすものであること。

ア 入居の対象者を生計困難者に限定していること（明示的に限定していない場合であっても、生計困難者に限定して入居を勧誘していると認められる場合を含む。）。

イ 入居者の総数に占める生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者（以下「被保護者」という。）の数の割合が、おおむね50パーセント以上であり、居室の利用に係る契約が建物の賃貸借契約以外の契約であること。

ウ 入居者の総数に占める被保護者の数の割合が、おおむね50パーセント以上であり、利用料（居室使用料及び共益費を除く。）を受領してサービスを提供していること（サービスを提供する事業者が人的関係、資本関係等において当該施設と密接な関係を有する場合を含む。）。

(2) 居室使用料が無料又は生活保護法第8条に規定する厚生労働大臣の定める基準（同法第11条第1項第3号に規定する住宅扶助に係るものに限る。）に基づく額以下であること。

第2章 基本方針

（基本方針）

第4条 無料低額宿泊所は、入居者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、現に住居を求めている生計困難者につき、無料又は低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう必要なサービスを適切かつ効果的に行うものでなければならない。

2 無料低額宿泊所は、入居者の意思及び人格を尊重して、常に当該入居者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

3 無料低額宿泊所は、基本的に一時的な居住の場であることに鑑み、入居者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、当該入居者が独立して日常生活を営むことができるか常に把握しなければならない。

4 無料低額宿泊所は、独立して日常生活を営むことができると認められる入居者に対し、当該入居者の希望、退居後に置かれることとなる環境等を勘案し、当該入居者の円滑な退居のための必要な援助に努めなければならない。

5 無料低額宿泊所は、地域との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村（特別区

を含む。以下同じ。），生計困難者の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

第3章 設備及び運営に関する基準

（構造設備等の一般原則）

第5条 無料低額宿泊所の配置，構造及び設備は，日照，採光，換気等入居者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

（設備の専用）

第6条 無料低額宿泊所の設備は，専ら当該無料低額宿泊所の用に供するものでなければならない。ただし，入居者に提供するサービスに支障がない場合には，この限りでない。

（職員等の資格要件）

第7条 無料低額宿泊所の長（以下「施設長」という。）は，法第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業等に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

2 無料低額宿泊所は，当該無料低額宿泊所の職員（施設長を除く。）について，できる限り法第19条第1項各号のいずれかに該当する者とするよう努めるものとする。

3 無料低額宿泊所の職員（施設長を含む。第23条を除き，以下同じ。）その他の無料低額宿泊所の運営に携わる者は，暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者であってはならない。

（運営規程）

第8条 無料低額宿泊所は，次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種，員数及び職務の内容
- (3) 入居定員
- (4) 入居者に提供するサービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 施設の利用に当たっての留意事項
- (6) 非常災害対策
- (7) その他施設の運営に関する重要事項

2 無料低額宿泊所は，前項に規定する運営規程を定め，又は変更したときは，本市に届け出

なければならない。

（非常災害対策）

第 9 条 無料低額宿泊所は、消火設備その他の非常災害（震災、風水害等を含む。以下この条において同じ。）に際して必要な設備を設けなければならない。

2 無料低額宿泊所は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、少なくとも 1 年に 1 回、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

3 前項の非常災害に関する具体的計画の概要は、当該施設内の見やすい場所に掲示しなければならない。

（自然災害発生時の協力）

第 10 条 無料低額宿泊所は、震災、風水害等が発生した場合において、災害の状況により市長から協力を求められたときは、被災者支援のための職員の派遣、被災者の一時的な受入れ等について配慮するよう努めなければならない。

（記録の整備）

第 11 条 無料低額宿泊所は、設備、職員及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 無料低額宿泊所は、入居者に提供するサービスの状況に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。

(1) 提供した具体的なサービスの内容等の記録

(2) 第 32 条第 2 項に規定する苦情の内容等の記録

(3) 第 34 条第 2 項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

（規模）

第 12 条 無料低額宿泊所は、5 人以上の人員を入居させることができる規模を有するものでなければならない。

（サテライト型住居の設置）

第 13 条 無料低額宿泊所は、本体となる施設（入居定員が 5 人以上 10 人以下のものに限る。以下この条において「本体施設」という。）と一体的に運営される附属施設であって、利用期間が原則として 1 年以下のもの（入居定員が 4 人以下のものに限る。以下「サテライト型住居」という。）を設置することができる。

2 サテライト型住居は、本体施設からおおむね 20 分で移動できる範囲に設置する等、入居

者へのサービス提供に支障がないものとする。

3 一の本体施設に附属することができるサテライト型住居の数は、次の各号に掲げる職員配置の基準に応じ、それぞれ当該各号に定める数とする。

(1) 第7条第1項及び第3項の要件を満たす者が施設長のみ 4以下

(2) 第7条第1項及び第3項の要件を満たす者が施設長のほか1人以上 8以下

4 無料低額宿泊所（サテライト型住居を設置するものに限る。次項において同じ。）の入居定員の合計は、次の各号に掲げる職員配置の基準に応じ、それぞれ当該各号に定める人数とする。

(1) 第7条第1項及び第3項の要件を満たす者が施設長のみ 20人以下

(2) 第7条第1項及び第3項の要件を満たす者が施設長のほか1人以上 40人以下

5 無料低額宿泊所は、サテライト型住居について、第11条各項に規定する記録のほか、第22条の規定による状況把握の実施に係る記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

（設備の基準）

第14条 無料低額宿泊所の建物は、建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定を遵守するものでなければならない。

2 無料低額宿泊所の建物は、消防法（昭和23年法律第186号）の規定を遵守するものでなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、無料低額宿泊所は、消火器の設置、自動火災報知設備等の防火に係る設備の整備に努めなければならない。

4 無料低額宿泊所には、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、社会福祉施設その他の施設の設備を利用することにより、当該無料低額宿泊所の効果的な運営を期待することができる場合であって、入居者に提供するサービスに支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。

(1) 居室

(2) 炊事設備

(3) 洗面所

(4) 便所

(5) 浴室

(6) 洗濯室又は洗濯場

5 無料低額宿泊所には、必要に応じ、次に掲げる設備その他の施設の円滑な運営に資する設備を設けなければならない。

- (1) 共用室
- (2) 相談室
- (3) 食堂

6 第4項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 居室

ア 一の居室の定員は、1人とすること。ただし、入居者がその者と生計を一にする配偶者その他の親族と同居する等、2人以上で入居させることがサービスの提供上必要と認められる場合は、この限りでない。

イ 地階に設けてはならないこと。

ウ 一の居室の床面積（収納設備を除く。）は、7.43平方メートル以上とすること。

エ 居室の扉は、堅固なものとし、居室ごとに設けること。

オ 出入口は、屋外、廊下又は広間のいずれかに直接面して設けること。

カ 各居室の間仕切壁は、堅固なものとし、天井まで達していること。

(2) 炊事設備 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

(3) 洗面所 入居定員に適したものを設けること。

(4) 便所 入居定員に適したものを設けること。

(5) 浴室

ア 入居定員に適したものを設けること。

イ 浴槽を設けること。

(6) 洗濯室又は洗濯場 入居定員に適したものを設けること。

(職員配置の基準)

第15条 無料低額宿泊所に置くべき職員の員数は、入居者の数及び提供するサービスの内容に応じた適当数とし、そのうち1人は施設長としなければならない。

2 当該無料低額宿泊所が生活保護法第30条第1項ただし書に規定する日常生活支援住居施設（以下「日常生活支援住居施設」という。）に該当する場合は、前項の規定にかかわらず、日常生活支援住居施設としての職員配置の要件を満たさなければならない。

(入居申込者に対する説明、契約等)

第16条 無料低額宿泊所は、居室の利用その他のサービスの提供の開始に際しては、あらか

じめ、入居申込者に対し、運営規程の概要、職員の勤務の体制、当該サービスの内容及び費用その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行うとともに、居室の利用に係る契約とそれ以外のサービスの提供に係る契約をそれぞれ文書により締結しなければならない。

2 無料低額宿泊所は、前項の契約又は当該契約の更新において、契約期間（１年以内のものに限る。ただし、居室の利用に係る契約については、建物の賃貸借契約（借地借家法（平成３年法律第９０号）第３８条の規定による定期建物賃貸借を除く。）の場合は、１年とする。）及び解約に関する事項を定めなければならない。

3 無料低額宿泊所は、前項の契約期間の満了前に、あらかじめ入居者の意向を確認するとともに、法第１４条第１項の規定に基づき都道府県又は市町村が設置する福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）等都道府県又は市町村の関係機関と、当該入居者が継続して無料低額宿泊所を利用する必要性について協議しなければならない。

4 無料低額宿泊所は、第２項の解約に関する事項において、入居者の権利を不当に狭めるような条件を定めてはならない。

5 無料低額宿泊所は、第２項の解約に関する事項において、入居者が解約を申し入れたときは、速やかに当該契約を終了する旨を定めなければならない。

6 無料低額宿泊所は、第１項の契約又は当該契約の更新において、入居申込者に対し、保証人を立てさせてはならない。

7 無料低額宿泊所は、入居申込者からの申出があった場合には、第１項の規定による文書の交付に代えて、第１０項で定めるところにより、当該入居申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項及び第２項の事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該無料低額宿泊所は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 無料低額宿泊所の使用に係る電子計算機と入居申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 無料低額宿泊所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第１項の重要事項及び第２項の事項を電気通信回線を通じて入居申込者の閲覧に供し、当該入居

申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項等を記録する方法
(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、
無料低額宿泊所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方
法)

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第1項の重要事項及び第2項の事項を記録したものを交付する方法

8 前項に掲げる方法は、入居申込者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

9 第7項第1号の電子情報処理組織とは、無料低額宿泊所の使用に係る電子計算機と、入居申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

10 無料低額宿泊所は、第7項の規定により第1項の重要事項及び第2項の事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該入居申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第7項各号に規定する方法のうち無料低額宿泊所が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

11 前項の規定による承諾を得た無料低額宿泊所は、当該入居申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該入居申込者に対し、第1項の重要事項及び第2項の事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該入居申込者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(入退居)

第17条 無料低額宿泊所は、入居予定者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活の状況等の把握に努めなければならない。

2 無料低額宿泊所は、入居者の心身の状況、入居中に提供することができるサービスの内容等に照らし、無料低額宿泊所において日常生活を営むことが困難となったと認められる入居者に対し、その者の希望、その者が退居後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の状態に適合するサービスに関する情報の提供を行うとともに、適切な他のサービスを受けることができるよう必要な援助に努めなければならない。

3 無料低額宿泊所は、入居者の退居に係る援助に際しては、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関、相談等の支援を行う保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との

密接な連携に努めなければならない。

(利用料の受領)

第18条 無料低額宿泊所は、入居者から利用料として、次に掲げる費用（第7号については、当該無料低額宿泊所が日常生活支援住居施設である場合に限る。）を受領することができる。

- (1) 食事の提供に要する費用
- (2) 居室使用料
- (3) 共益費
- (4) 光熱水費
- (5) 日用品費
- (6) 基本サービス費
- (7) 入居者が選定する日常生活上の支援に関するサービスの提供に要する費用

2 前項各号に掲げる利用料の基準は、次のとおりとする。

- (1) 食事の提供に要する費用 食材費及び調理等に関する費用に相当する金額とすること。
- (2) 居室使用料

ア 当該無料低額宿泊所の整備に要した費用、修繕費、管理事務費、地代に相当する額等を基礎として合理的に算定された金額とすること。

イ アに規定する金額以外に、敷金、権利金、謝金等の金品を受領しないこと。

- (3) 共益費 共用部分の清掃、備品の整備等の共用部分の維持管理に要する費用に相当する金額とすること。
- (4) 光熱水費 居室及び共用部分に係る光熱水費に相当する金額とすること。
- (5) 日用品費 入居者本人が使用する日用品の購入費に相当する金額とすること。
- (6) 基本サービス費 入居者の状況把握等の業務に係る人件費、事務費等に相当する金額とすること。
- (7) 入居者が選定する日常生活上の支援に関するサービスの提供に要する費用

ア 人件費、事務費等（前号の基本サービス費に係るものを除く。）に相当する金額とすること。

イ 日常生活支援住居施設として受領する委託費を除くこと。

(サービス提供の方針)

第19条 無料低額宿泊所は、入居者の健康保持に努めるほか、当該入居者が安心して生き生きと明るく生活できるよう、その心身の状況や希望に応じたサービスの提供を行うとともに、

生きがいをもって生活できるようにするための機会を適切に提供しなければならない。

- 2 無料低額宿泊所は、入居者にとって当該無料低額宿泊所全体が一つの住居であることに鑑み、入居者が共用部分を円滑に使用できるよう配慮した運営を行わなければならない。
- 3 無料低額宿泊所は、プライバシーの確保に配慮した運営を行わなければならない。
- 4 無料低額宿泊所の職員は、入居者に対するサービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、当該入居者に対し、サービスの提供を行う上で必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

(食事)

第20条 無料低額宿泊所は、入居者に食事を提供する場合、量及び栄養並びに当該入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。

(入浴)

第21条 無料低額宿泊所は、入居者に対し1日に1回の頻度で入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、あらかじめ、当該入居者に対し当該事情の説明を行うことにより、1週間に3回以上の頻度とすることができる。

(状況把握)

第22条 無料低額宿泊所は、原則として1日に1回以上、入居者に対し居室への訪問等の方法による状況把握を行わなければならない。

(施設長の責務)

第23条 施設長は、無料低額宿泊所の職員の管理、入退居に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

- 2 施設長は、職員にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(職員の責務)

第24条 無料低額宿泊所の職員は、入居者からの相談に応じるとともに、適切な助言及び必要な支援を行わなければならない。

(勤務体制の確保等)

第25条 無料低額宿泊所は、入居者に対し、適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務体制を整備しておかななければならない。

- 2 無料低額宿泊所は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。
- 3 無料低額宿泊所は、職員の処遇について、労働に関する法令の規定を遵守するとともに、

職員の待遇の向上に努めなければならない。

(定員の遵守)

第26条 無料低額宿泊所は、入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(衛生管理等)

第27条 無料低額宿泊所は、入居者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 無料低額宿泊所は、当該無料低額宿泊所において感染症、食中毒又は害虫が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(日常生活に係る金銭管理)

第28条 入居者の金銭の管理は、当該入居者本人が行うことを原則とする。ただし、金銭の適切な管理を行うことに支障がある入居者であって、無料低額宿泊所による金銭の管理を希望するものに対し、次に掲げるところにより無料低額宿泊所が、日常生活に係る金銭を管理することを妨げない。

- (1) 成年後見制度その他の金銭の管理に係る制度をできる限り活用すること。
- (2) 無料低額宿泊所が管理する金銭は、当該入居者に係る金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「金銭等」という。）であって、日常生活を営むために必要な金額に限ること。
- (3) 金銭等を無料低額宿泊所が有する他の財産と区分すること。
- (4) 金銭等は、当該入居者の意思を尊重して管理すること。
- (5) 第16条第1項に規定する契約とは別に、当該入居者の日常生活に係る金銭等の管理に係る事項のみを内容とする契約を締結すること。
- (6) 金銭等の出納を行う場合は、無料低額宿泊所の職員が2人以上で確認を行う等の適切な体制を整備すること。
- (7) 入居者ごとに金銭等の収支の状況を明らかにする帳簿を整備するとともに、収支の記録について定期的に入居者本人に報告を行うこと。
- (8) 当該入居者が退居する場合には、速やかに、管理する金銭等を当該入居者に返還すること。
- (9) 金銭等の詳細な管理方法、入居者本人に対する収支の記録の報告方法等について管理規程を定めること。

- (10) 前号の管理規程を定め、又は変更したときは、本市に届け出ること。
- (11) 当該入居者が被保護者である場合は、当該入居者の金銭等の管理に係る契約の締結時又は変更時には、福祉事務所にその旨の報告を行うこと。
- (12) 金銭等の管理の状況について、本市の求めに応じて速やかに報告できる体制を整えておくこと。

(掲示及び公表)

第29条 無料低額宿泊所は、入居者の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制その他入居者のサービスの選択に資すると認められる事項を掲示しなければならない。

- 2 無料低額宿泊所は、運営規程を公表するとともに、毎会計年度終了後3月以内に、貸借対照表、損益計算書等の収支の状況に係る書類を公表しなければならない。

(秘密保持等)

第30条 無料低額宿泊所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者の秘密を漏らしてはならない。

- 2 無料低額宿泊所は、当該無料低額宿泊所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(広告)

第31条 無料低額宿泊所は、当該無料低額宿泊所について広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(苦情への対応)

第32条 無料低額宿泊所は、その提供したサービスに関する入居者の苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 無料低額宿泊所は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 無料低額宿泊所は、その提供したサービスに関し、本市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 無料低額宿泊所は、本市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を本市に報告しなければならない。
- 5 無料低額宿泊所は、法第83条に規定する運営適正化委員会が行う法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(地域との連携等)

第 3 3 条 無料低額宿泊所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

2 無料低額宿泊所は、地域住民に対し、提供しているサービス等を明らかにするよう努めなければならない。

3 無料低額宿泊所は、地域住民との連携の下に非常災害時の避難体制の構築に努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第 3 4 条 無料低額宿泊所は、入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに本市、当該入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 無料低額宿泊所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 無料低額宿泊所は、入居者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(サテライト型住居に係る設備の基準等の規定の適用)

第 3 5 条 第 1 4 条第 3 項から第 5 項までの規定は、サテライト型住居ごとに適用する。

第 4 章 雑則

(委任)

第 3 6 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 3 条及び第 3 5 条の規定は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(居室に関する経過措置)

2 この条例の施行の際現に生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成 3 0 年法律第 4 4 号）第 5 条の規定による改正前の法第 6 9 条第 1 項の規定による届出がなされている無料低額宿泊所が、事業の用に供している建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行の後に増築され、又は全面的に改築さ

れた部分を除く。) について第 14 条第 6 項第 1 号ア及びエからカまでの規定は、この条例の施行後 3 年間は、適用しない。

(説 明)

無料低額宿泊所の設備及び運営の基準を定めるために、この条例を制定しようとするものである。

旭川市国民健康保険条例等の一部を改正する条例の制定について

旭川市国民健康保険条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年2月19日提出

旭川市長 西 川 将 人

旭川市国民健康保険条例等の一部を改正する条例

(旭川市国民健康保険条例の一部改正)

第1条 旭川市国民健康保険条例（昭和34年旭川市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第12条の6中「58万円」を「61万円」に改める。

第17条第1項中「58万円」を「61万円」に改め、同項第2号中「28万円」を「28万5千円」に改め、同項第3号中「51万円」を「52万円」に改め、同条第3項及び第4項中「58万円」を「61万円」に改める。

(旭川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 旭川市国民健康保険条例の一部を改正する条例（平成30年旭川市条例第25号）の一部を次のように改正する。

附則第5項中「2,500円」を「2,000円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の旭川市国民健康保険条例の規定は、令和2年度分の保険料から適用し、令和元年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(説 明)

国民健康保険法施行令の一部改正等に伴い、旭川市国民健康保険条例等の一部を改正しようとするものである。

旭川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準
に関する条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を
次のように定める。

令和2年2月19日提出

旭川市長 西 川 将 人

旭川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準
に関する条例の一部を改正する条例

旭川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年旭川市条例
第47号）の一部を次のように改正する。

第11条第3項各号列記以外の部分中「もの」を「もの（放課後児童支援員として従事する
最初の日の属する年度の翌年度の末日までに修了することを予定している者であって、放課後
児童健全育成事業に初めて従事するものその他市長が特に認めるものを含む。）」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（説 明）

放課後児童支援員の要件に係る規定を整備するために、旭川市放課後児童健全育成事業の設
備及び運営の基準に関する条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営の
基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年2月19日提出

旭川市長 西 川 将 人

旭川市幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営の
基準に関する条例の一部を改正する条例

旭川市幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営の基準に関する条例（平成26年旭川市条例第51号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「5年間」を「10年間」に改める。

附 則

この条例は，令和2年4月1日から施行する。

（説 明）

幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い，旭川市幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市愛育センター条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市愛育センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年2月19日提出

旭川市長 西 川 将 人

旭川市愛育センター条例の一部を改正する条例

旭川市愛育センター条例（昭和56年旭川市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第1条中「いう。第3条の2において同じ」を「いう」に改める。

第3条を削る。

第3条の2第1項中「みどり学園」を「センター」に，「主として知的障害のある児童に対し同法」を「同法」に，「主として障害児に対し同条第7項」を「同条第7項」に改め，同条第2項を削り，同条を第3条とする。

附 則

- 1 この条例は，令和2年4月1日から施行する。
- 2 旭川市こども通園センター条例（平成15年旭川市条例第17号）は，廃止する。

（説 明）

愛育センターの構成を変更するために，旭川市愛育センター条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市動物愛護センター条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市動物愛護センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年2月19日提出

旭川市長 西 川 将 人

旭川市動物愛護センター条例の一部を改正する条例

旭川市動物愛護センター条例（平成24年旭川市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「愛護」を「愛護及び管理」に、「普及啓発」を「広報その他の啓発活動」に改め、同条第3号中「センターが引き取り、又は収容」を「犬又は猫の引取り又は収容並びに引取り又は収容を」に改める。

第5条第1項第1号中「次号において」を「以下」に改める。

第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

（動物愛護管理員）

第6条 センターに、法第37条の3第1項に規定する動物愛護管理担当職員として、動物愛護管理員を置く。

附 則

この条例は、令和2年6月1日から施行する。

（説 明）

動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正に伴い、旭川市動物愛護センター条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年2月19日提出

旭川市長 西 川 将 人

旭川市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

旭川市食品衛生法施行条例（平成12年旭川市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第2条及び第3条を次のように改める。

第2条及び第3条 削除

第10条第1項中「別表第1の11，別表第2の8，別表第3の10又は別表第4の6に規定する」を「食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）別表第17の1のイの規定により」に，「定め，若しくは自らが食品衛生責任者となった」を「定めた」に改める。

第12条第2項中「前項」を「第1項」に改め，同項を同条第3項とし，同条第1項中「別表第1の15の10に規定するふぐの処理に関する責任者（以下この条において「ふぐ処理責任者」という。）」を「ふぐ処理責任者」に改め，同項を同条第2項とし，同項の前に次の1項を加える。

ふぐを取り扱う営業者は，施設ごとに，当該施設の営業に従事する者のうちから，規則で定める資格を有するふぐの処理に関する責任者（以下この条において「ふぐ処理責任者」という。）を定めなければならない。ただし，営業者が自らふぐ処理責任者となる施設については，この限りでない。

第14条第1項中「別表第7」を「別表」に改める。

別表第1から別表第6までを削り，別表第7の15中「魚介類せり売営業」を「魚介類競り売り営業」に改め，同表の16中「魚肉ねり製品製造業」を「魚肉練り製品製造業」に改め，同表の26中「醤油製造業」を「しょうゆ^{しょうゆ}製造業」に改め，同表の31中「めん類製造業」を

「麺類製造業」に改め、同表を別表とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和２年６月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 令和３年５月３１日までの間は、この条例による改正後の旭川市食品衛生法施行条例第１０条及び第１２条の規定は適用せず、この条例による改正前の旭川市食品衛生法施行条例（以下「旧条例」という。）第２条、第３条、第１０条、第１２条及び別表第１から別表第６までの規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧条例第２条中「法第５０条第２項」とあるのは「食品衛生法等の一部を改正する法律（平成３０年法律第４６号）第１条の規定による改正前の法（別表第２の７において「旧法」という。）第５０条第２項」と、旧条例別表第２の７中「法」とあるのは「旧法」とする。

（説 明）

食品衛生法等の一部改正に伴い、旭川市食品衛生法施行条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市スポーツ推進条例の制定について

旭川市スポーツ推進条例を次のように定める。

令和2年2月19日提出

旭川市長 西 川 将 人

旭川市スポーツ推進条例

(目的)

第1条 この条例は、スポーツの推進に関し基本理念を定め、並びに市の責務並びに市民、スポーツ団体及び事業者（以下「市民等」という。）の役割を明らかにするとともに、スポーツの推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって健全な市民生活の形成及び活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) スポーツ活動 スポーツをすること若しくは見ること又はこれらを支援することをいう。
- (2) スポーツ団体 市内でスポーツ活動その他スポーツの推進のための事業を行う団体をいう。
- (3) 事業者 市内で事業を営む個人又は法人その他の団体（前号に掲げるスポーツ団体を除く。）をいう。

(基本理念)

第3条 スポーツの推進に当たっては、全ての市民が、自らの関心や適性、健康状態に応じて、共生の理念の下、生涯にわたりスポーツに親しむことができるような環境の整備が図られなければならない。

2 スポーツの推進に当たっては、市及び市民等がそれぞれの責務又は役割を理解し、相互の

連携及び協力が図られなければならない。

- 3 スポーツの推進に当たっては、スポーツを行う者の体力の向上及び健康の保持増進並びにスポーツに関する競技水準の向上に資する施策が効果的に行われなければならない。
- 4 スポーツの推進に当たっては、スポーツ活動を通じて、全ての世代の人々の交流の促進及び地域における交流の基盤の形成が図られなければならない。
- 5 スポーツの推進に当たっては、スポーツ活動を通じて、市民等と市外のスポーツに携わるものとの交流が促進され、地域経済の活性化が図られなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念にのっとり、スポーツの推進に関する施策を策定し、これを総合的かつ計画的に実施するものとする。

- 2 市は、スポーツの推進に関する施策に市民等の意見を反映させるよう努めるものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、自らがスポーツの担い手であることを自覚し、自主的かつ積極的にスポーツ活動を行うよう努めるものとする。

(スポーツ団体の役割)

第6条 スポーツ団体は、本市におけるスポーツの推進の担い手であることを認識し、市民がスポーツに親しむことができる環境の整備及び市民のスポーツに関する競技水準の向上に努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、市民がスポーツ活動を行いやすい職場環境の整備その他の必要な支援に努めるものとする。

(スポーツ選手の育成)

第8条 市は、スポーツ団体その他のスポーツに携わるものと連携し、スポーツ選手を育成するために必要な施策の推進に努めるものとする。

(スポーツに親しむ機会の提供)

第9条 市は、スポーツ活動を行うに当たっての様々な支障に配慮しつつ、市民がスポーツに親しむために必要な施策の推進に努めるものとする。

- 2 市は、その豊かな自然環境、都市機能などの地域特性を生かし、スポーツ合宿、スポーツ大会及びプロスポーツの試合の誘致等により、市民がスポーツに親しむ機会を提供するよう努めるものとする。

(市民等との意見交換)

第10条 市は、市民等と協力しながらスポーツの推進に関する施策を総合的に推進するために、市民等とのスポーツに関する意見交換の機会を確保するよう努めるものとする。

(推進計画)

第11条 市長は、スポーツの推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、スポーツの推進に関する計画（以下「推進計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、推進計画を策定しようとするときは、あらかじめ、旭川市スポーツ推進審議会条例（平成30年旭川市条例第17号）で定める旭川市スポーツ推進審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、推進計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、推進計画の変更について準用する。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(説 明)

スポーツの推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって健全な市民生活の形成及び活力ある地域社会の実現に寄与するために、この条例を制定しようとするものである。

旭川市 21 世紀の森施設条例等の一部を改正する条例の制定について

旭川市 21 世紀の森施設条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 2 月 19 日提出

旭川市長 西 川 将 人

旭川市 21 世紀の森施設条例等の一部を改正する条例

(旭川市 21 世紀の森施設条例の一部改正)

第 1 条 旭川市 21 世紀の森施設条例（昭和 63 年旭川市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「第 2 条の 2 各号（第 5 号及び第 10 号を除く。）」を「第 2 条の 2 各号」に改める。

(旭川市 21 世紀の森施設条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 旭川市 21 世紀の森施設条例の一部を改正する条例（令和元年旭川市条例第 85 号）の一部を次のように改正する。

附則第 4 項中「納入した場合又は」を「納入した者又は」に，「場合における適用日以後の使用」を「者が，適用日以後に改正後の条例第 2 条の 2 第 10 号に規定するパークゴルフ場を使用する場合」に，「納入した回数券」を「納入した回数券，1 年券」に，「係る使用料については，第 2 項及び改正後の条例別表第 6 の規定にかかわらず，なお従前の例による」を「おいては，当該使用料の納入をもって，改正後の条例第 5 条第 1 項の規定により使用料を徴収したものとみなす」に改める。

附 則

この条例は，令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし，第 2 条の規定は，公布の日から施行する。

(説 明)

使用の承認に係る規定を整備する等のために、旭川市 2 1 世紀の森施設条例等の一部を改正しようとするものである。

旭川市公民館条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市公民館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年2月19日提出

旭川市長 西 川 将 人

旭川市公民館条例の一部を改正する条例

旭川市公民館条例（昭和34年旭川市条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表1中「

同 旭正分館	旭川市東旭川町旭正
-----------	-----------

」を削る。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（説 明）

旭川市東旭川公民館旭正分館を廃止するために、旭川市公民館条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市屋外広告物条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市屋外広告物条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年2月19日提出

旭川市長 西 川 将 人

旭川市屋外広告物条例の一部を改正する条例

旭川市屋外広告物条例（平成11年旭川市条例第57号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項中「行為者等」を「行為者等又は広告物若しくは掲出物件の所有者若しくは占有者」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（点検）

第18条の2 行為者等又は広告物若しくは掲出物件の所有者若しくは占有者は、規則で定める広告物又は掲出物件について、次の各号のいずれかに該当する者に、当該広告物又は掲出物件の本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況の点検をさせなければならない。

- (1) 第22条第2項第1号から第3号までのいずれかに該当する者
- (2) その他必要な知識及び技能を有すると市長が認める者

第22条第2項第3号を次のように改める。

- (3) 第26条第1項に規定する講習会又は広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識の修得を目的として都道府県、指定都市若しくは本市以外の中核市が行う講習会の課程を修了した者で、次のいずれかに該当するもの

ア 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項又は第3項に規定する1級建築士又は2級建築士

イ 電気工事士法（昭和35年法律第139号）第4条の2第1項の規定により特種電気工事資格者認定証（ネオン工事に係るものに限る。）の交付を受けた者

ウ 電気事業法（昭和39年法律第170号）第44条第1項第1号から第3号までに規

定する第 1 種電気主任技術者免状，第 2 種電気主任技術者免状又は第 3 種電気主任技術者免状の交付を受けた者

第 2 2 条第 2 項中第 4 号を削り，第 5 号を第 4 号とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は，令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の旭川市屋外広告物条例第 2 7 条第 1 項の規定により業務主任者に選任されている者は，令和 3 年 3 月 3 1 日までの間は，この条例による改正後の旭川市屋外広告物条例第 1 8 条の 2 に規定する点検をすることができる。

（説 明）

屋外広告物等の管理等に係る規定を整備するために，旭川市屋外広告物条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市都市公園条例等の一部を改正する条例の制定について

旭川市都市公園条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年2月19日提出

旭川市長 西 川 将 人

旭川市都市公園条例等の一部を改正する条例

(旭川市都市公園条例の一部改正)

第1条 旭川市都市公園条例（昭和32年旭川市条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表(5)中

「

東光スポーツ 公園施設	軟式野球場	4月20日から10月20日まで	午前6時から午後7時 (球技場(夜間照明を 備えるものに限る。) にあつては、午後9 時)まで
	球技場		
	パークゴルフ場	4月20日から10月20日まで (木曜日を除く。)	午前7時から午後6時 (6月1日から9月30 日までにあつては、午 後7時)まで

」を

「

東光スポーツ 公園施設	軟式野球場(第一 球場及び第二球場)	4月20日から10月20日まで	午前6時から午後7時 まで
	軟式野球場(第三 球場)		午前5時から午後7時 まで
	球技場		午前6時から午後7時 (夜間照明を備えるも のにあつては、午後9 時)まで

	パークゴルフ場	4月20日から10月20日まで (木曜日を除く。)	午前7時から午後6時 (6月1日から9月30 日までにあつては、午 後7時)まで
	武道館	1月5日から12月29日まで (毎月第4木曜日(その日が休日 に当たるときは、その翌日)を除 く。)	午前9時から午後9時 まで

」に、

秋月橋左岸広 場施設	ゲートボール場	4月20日から10月20日まで	
	軟式野球場		
	サッカー兼ラグ ビー場		
	硬式兼軟式テニス コート		

」を

	ゲートボール場	4月20日から10月20日まで	
--	---------	-----------------	--

」に

改める。

別表(6)花咲スポーツ公園施設の項中

(6) 「共通回数券」とは、花咲スポーツ公園施設の陸上競技場、和弓場、洋弓場、スケート場及びプール、忠和公園施設体育館、東豊公園施設体育館、常磐公園施設プール、新富公園施設プール、千代の山公園施設プール、旭川市総合体育館条例(昭和54年旭川市条例第16号)に規定する旭川市総合体育館(以下「総合体育館」という。)、旭川市地区体育センター条例(平成4年旭川市条例第20号)に規定する旭川市東地区体育センター並びに旭川市スケートリンク条例(昭和45年旭川市条例第42号)に規定する旭川市東部スケートリンク(以下「リンク」という。)

(6) 「共通回数券」とは、花咲スポーツ公園施設の陸上競技場、和弓場、洋弓場、スケート場及びプール、東光スポーツ公園施設武道館、忠和公園施設体育館、東豊公園施設体育館、常磐公園施設プール、新富公園施設プール、千代の山公園施設プール、旭川市総合体育館条例(昭和54年旭川市条例第16号)に規定する旭川市総合体育館(以下「総合体育館」という。)、旭川市地区体育センター条例(平成4年旭川市条例第20号)に規定する旭川市東地区体育センター並びに旭川市スケートリンク条例(昭和45年旭川市条例第42号)に規定する旭川市東部スケート

リンク（以下「リンク」という。）を使用する場合に使用することができるものをいう。以下同じ。

」に、同表東光スポーツ

(3) 「全日」とは午前9時から午後5時まで、「午前」とは午前9時から正午まで、「午後」とは午後1時から午後5時まで、「早朝」とは午前6時から午前9時まで、「夜間」とは午後5時から午後7時（球技場（夜間照明を備えるものに限る。）にあつては、午後9時）までをいう。

(3) 「全日」とは午前 9 時から午後 5 時まで、「午前」とは午前 9 時から正午まで、「午後」とは午後 1 時から午後 5 時まで、「早朝」とは午前 6 時（軟式野球場（第三球場）にあつては、午前 5 時）から午前 9 時まで、「夜間」とは午後 5 時から午後 7 時（球技場（夜間照明を備えるものに限る。）にあつては、午後 9 時）までをいう。

」に、

[illegible]

--	--	--	--	--	--

」を

		高校生	1 日	240円	
武道館		武道場	スポーツ	全日	16,560円
				午前	4,140円
				午後	5,520円
				夜間	4,140円
				早朝・深夜等 1 時間につき	1,380円
				全日	33,120円
					(1) 「全日」とは午前 9 時から午後 9 時まで，「午前」とは午前 9 時から正午まで，「午後」とは午後 1 時から午後 5 時まで，「夜間」とは午後 6 時から午後 9 時まで，「早朝・深夜等」とは，午前 9 時以前，正午から午後 1 時までの間，午後 5 時から午後 6 時ま

	専用	その他の催し物	午前	8,280円	での間及び午後9時以降をいう。 (2) 使用面積が3分の2、2分の1又は3分の1の場合の使用料は、当該使用料の3分の2、2分の1又は3分の1の額とする。 (3) 体力チェック機及びシャワーを使用した場合は、その実費を徴収する。 (4) 1月券及び3月券は、武道館の使用のほか、忠和公園施設体育館、東豊公園施設体育館及び総合体育館を使用する場合にも使用することができる。
			午後	11,040円	
			夜間	8,280円	
			早朝・深夜等1時間につき	2,760円	
		体験学習室	全日	6,000円	
			午前	1,500円	
			午後	2,000円	
			夜間	1,500円	
			早朝・深夜等1時間につき	500円	
		トレーニング室	全日	9,720円	
			午前	2,430円	
			午後	3,240円	
			夜間	2,430円	
			早朝・深夜等1時間につき	810円	
	個人	大人	1回につき	220円	
			共通回数券(6回分)	1,100円	
			1月券	1,760円	
			3月券	4,400円	
		高校生	1回につき	150円	
			共通回数券(6回分)	750円	
			1月券	1,200円	
			3月券	3,000円	

」に

改め、同表忠和公園施設の項中

「 (3) 1月券及び3月券は、体育館の使用のほか、東豊公園施設体育館及び総合体育館を使用する場合にも使用す

「 (3) 1月券及び3月券は、体育館の使用のほか、東光スポーツ公園施設武道館、東豊公園施設体育館及び総合体

ることができる。	育館を使用する場合にも使用することができる。
----------	------------------------

」を」に改め、同表東豊公園

施設の項中「 1月券及び3月券は、体育館の使用のほか、忠和公園施設体育館及び総合体育館を使用する場合にも使用することができる。	」を	「 1月券及び3月券は、体育館の使用のほか、東光スポーツ公園施設武道館、忠和公園施設体育館及び総合体育館を使用する場合にも使用することができる。	」に改める。
--	----	---	--------

(旭川市都市公園条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 旭川市都市公園条例の一部を改正する条例（令和元年旭川市条例第98号）の一部を次のように改正する。

附則第4項及び第5項中「使用する場合」を「使用する場合（忠別広場施設パークゴルフ場、永山橋左岸広場施設パークゴルフ場、永山橋下流右岸広場施設パークゴルフ場及び両神橋下流右岸広場施設パークゴルフ場を使用する場合を除く。）」に改め、附則に次の4項を加える。

6 適用日前にこの条例による改正前の旭川市都市公園条例別表(6)に規定するパークゴルフ場共通回数券，1年券ア，1年券イ又は1年券ウの使用料を納付した者又は施行日から適用日の前日までの間に第2項の規定によりなお従前の例によることとされた使用料（パークゴルフ場共通回数券，1年券ア，1年券イ又は1年券ウの使用料に限る。）を納付した者が，適用日以後に改正後の条例第12条第2項に規定する有料公園施設（忠別広場施設パークゴルフ場，永山橋左岸広場施設パークゴルフ場，永山橋下流右岸広場施設パークゴルフ場及び両神橋下流右岸広場施設パークゴルフ場に限る。）を使用する場合（当該使用料を納付したパークゴルフ場共通回数券，1年券ア，1年券イ又は1年券ウを使用して使用する場合に限る。）においては，当該使用料の納付をもって，改正後の条例第18条第4項の規定により使用料を納付したものとみなす。

7 適用日前に旭川市嵐山レクリエーション施設条例別表に規定する回数券又は1年券の使用料を納入した者が，適用日以後に改正後の条例第12条第2項に規定する有料公園施設（忠別広場施設パークゴルフ場，永山橋左岸広場施設パークゴルフ場，永山橋下流右岸広場施設パークゴルフ場及び両神橋下流右岸広場施設パークゴルフ場に限る。）を使用する場合（当該使用料を納入した回数券又は1年券を使用して使用する場合に限る。）におい

ては、当該使用料の納入をもって、改正後の条例第 18 条第 4 項の規定により使用料を納付したものとみなす。

- 8 適用日前に旭川市総合体育館条例（昭和 54 年旭川市条例第 16 号）別表に規定する回数券の使用料を納入した場合、旭川市地区体育センター条例（平成 4 年旭川市条例第 20 号）別表に規定する回数券の利用料金を納入した場合及び旭川市スケートリンク条例（昭和 45 年旭川市条例第 42 号）別表(2)に規定する回数券の使用料を納入した場合における適用日以後の使用（これらの使用料又は利用料金を納入した回数券を使用して使用する場
合に限る。）に係る使用料については、第 2 項及び改正後の条例別表(6)の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 9 適用日前に旭川市総合体育館条例別表に規定する 1 月券又は 3 月券の使用料を納入した場合における適用日以後の使用（当該使用料を納入した 1 月券又は 3 月券を使用して使用する場
合に限る。）に係る使用料については、第 2 項及び改正後の条例別表(6)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第 1 条中別表(5)の改正規定（秋月橋左岸広場施設に係る部分に限る。）及び第 2 条の規定は公布の日から、第 1 条中別表(5)の改正規定（東光スポーツ公園施設に係る部分に限る。）は令和 2 年 4 月 20 日から施行する。
- 2 施行日前にこの条例による改正前の旭川市都市公園条例別表(6)に規定する共通回数券、1 月券又は 3 月券の使用料を納付した者が、施行日以後にこの条例による改正後の旭川市都市公園条例（以下「改正後の条例」という。）第 12 条第 2 項に規定する有料公園施設（東光スポーツ公園施設武道館に限る。）を使用する場合（当該使用料を納付した共通回数券、1 月券又は 3 月券を使用して使用する場
合に限る。）においては、当該使用料の納付をもって、改正後の条例第 18 条第 4 項の規定により使用料を納付したものとみなす。
- 3 施行日前に旭川市総合体育館条例（昭和 54 年旭川市条例第 16 号）別表に規定する回数券の使用料を納入した者、旭川市地区体育センター条例（平成 4 年旭川市条例第 20 号）別表に規定する回数券の利用料金を納入した者又は旭川市スケートリンク条例（昭和 45 年旭川市条例第 42 号）別表(2)に規定する回数券の使用料を納入した者が、施行日以後に改正後の条例第 12 条第 2 項に規定する有料公園施設（東光スポーツ公園施設武道館に限る。）を

使用する場合（当該使用料又は当該利用料金を納入した回数券を使用して使用する場合に限る。）においては、当該使用料又は当該利用料金の納入をもって、改正後の条例第 18 条第 4 項の規定により使用料を納付したものとみなす。

- 4 施行日前に旭川市総合体育館条例別表に規定する 1 月券又は 3 月券の使用料を納入した者が、施行日以後に改正後の条例第 12 条第 2 項に規定する有料公園施設（東光スポーツ公園施設武道館に限る。）を使用する場合（当該使用料を納入した 1 月券又は 3 月券を使用して使用する場合に限る。）においては、当該使用料の納入をもって、改正後の条例第 18 条第 4 項の規定により使用料を納付したものとみなす。

- 5 旭川市総合体育館条例の一部を次のように改正する。

別表備考第 12 項中「スケート場」を「スケート場，東光スポーツ公園施設武道館（以下「武道館」という。）」に改め，同表備考第 13 項中「ほか」を「ほか，武道館」に改める。

- 6 旭川市地区体育センター条例の一部を次のように改正する。

別表備考第 2 項中「スケート場」を「スケート場，東光スポーツ公園施設武道館」に改める。

- 7 旭川市スケートリンク条例の一部を次のように改正する。

別表(2)備考第 2 項中「いう。）」を「いう。）」，東光スポーツ公園施設武道館」に改める。

（説 明）

東光スポーツ公園武道館を有料公園施設とする等のために、旭川市都市公園条例等の一部を改正しようとするものである。

市立旭川病院看護師等奨学金貸付条例の制定について

市立旭川病院看護師等奨学金貸付条例を次のように定める。

令和2年2月19日提出

旭川市長 西 川 将 人

市立旭川病院看護師等奨学金貸付条例

(目的)

第1条 この条例は、将来市立旭川病院において助産師又は看護師（以下「看護師等」という。）として勤務しようとする意思を有している者に対し、その修学に必要な資金（以下「奨学金」という。）を貸し付けることにより、市立旭川病院における看護師等の安定的な確保に資することを目的とする。

(貸付対象者)

第2条 奨学金の貸付けを受けることができる者は、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第20条第1号に規定する学校若しくは同条第2号に規定する助産師養成所又は同法第21条第1号に規定する大学、同条第2号に規定する学校若しくは同条第3号に規定する看護師養成所（以下「看護師等養成施設」と総称する。）に在学する者であって、当該看護師等養成施設を卒業後、市立旭川病院において看護師等として勤務しようとする意思を有しているものとする。

(貸付金額等)

第3条 奨学金の貸付金額は、月額50,000円とする。

2 奨学金は、無利子とする。

3 奨学金の貸付期間は、在学する看護師等養成施設の正規の修業年限を限度とする。

4 奨学金の貸付方法は、病院事業管理者（以下「管理者」という。）が別に定める。

(貸付けの申請等)

第4条 奨学金の貸付けを受けようとする者は、管理者が別に定めるところにより、管理者に申請しなければならない。

2 管理者は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、貸付けの可否を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

(貸付けの取消し等)

第5条 管理者は、奨学金の貸付けの決定を受けた者（以下「借受者」という。）が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、奨学金の貸付けの決定を取り消すものとする。

(1) 当該奨学金の貸付けに係る看護師等養成施設を退学したとき。

(2) 奨学金の貸付けを受けることを辞退したとき。

(3) 死亡したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、管理者が奨学金を貸し付けることが不適当であると認めたとき。

2 借受者が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の前月分までの奨学金の貸付けを行わないものとする。この場合において、これらの月の分として既に貸付けを行った奨学金があるときは、その奨学金は、当該借受者が復学した日の属する月以後の月の分として貸付けが行われたものとみなす。

(償還)

第6条 借受者は、看護師等養成施設を卒業し、又は前条第1項の規定により奨学金の貸付けの決定を取り消されたときは、その卒業し、又は取り消された日（次条の規定により償還が猶予された者にあつては、当該猶予に係る事由が消滅した日）の属する月の翌月の末日までに、管理者が別に定めるところにより、貸付けを受けた奨学金の全額を償還しなければならない。ただし、管理者が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

(償還の猶予)

第7条 管理者は、借受者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる事由が継続する間（第3号に該当する場合にあつては、当該看護師等養成施設を卒業した日の属する年度の翌年度の末日までの間に限る。）、奨学金の償還を猶予することができる。

(1) 当該奨学金の貸付けに係る看護師等養成施設を卒業した後、引き続き他の看護師等養成施設に在学しているとき。

(2) 看護師等養成施設を卒業した後、直ちに市立旭川病院の看護師等として勤務し、その業

務に引き続き従事しているとき。

- (3) 看護師等養成施設を卒業した後、看護師等の免許を取得する意思を有し、かつ、市立旭川病院において看護師等として勤務しようとする意思を有しているとき。
- (4) 災害、疾病その他やむを得ない事由により、奨学金の償還が困難と認められるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、管理者が奨学金を第6条に規定する日までに償還させることが適当でないと認めたとき。

(償還の免除)

第8条 管理者は、借受者が看護師等養成施設を卒業した後（前条第3号の規定により奨学金の償還の猶予を受けた場合にあっては、看護師等の免許を取得した後）、直ちに市立旭川病院の看護師等として勤務し、その業務に引き続き従事した期間が奨学金の貸付けを受けた期間を合算した期間に相当する期間に達したときは、奨学金の償還の全部を免除するものとする。

2 管理者は、前項に規定する場合のほか、借受者が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金の償還の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 前項に規定する業務に起因する心身の故障のため、当該業務に従事することができなくなったとき。
- (2) 死亡したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、管理者が特に必要と認めたとき。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(説 明)

市立旭川病院看護師等奨学金の貸付けに関し必要な事項を定めるために、この条例を制定しようとするものである。

包括外部監査契約の締結について

次のとおり包括外部監査契約を締結したいので，議会の議決を求める。

令和2年2月19日提出

旭川市長 西 川 将 人

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告 |
| 2 契約の始期 | 令和2年4月1日 |
| 3 契約金額 | 12,220,000円を上限とする額 |
| 4 契約の相手方 | 住所 旭川市●●●●●●●●
氏名 中 島 幹 雄
資格 公認会計士 |

市 道 路 線 の 廃 止 に つ い て

次のとおり市道路線を廃止する。

令和2年2月19日提出

旭川市長 西 川 将 人

整 理 番 号				路 線 名	起 終 点 点
種別 番号	ブロック 番号	街区 番号	路線 番号		
6 B	0	0	5 9	上兵村・忠別道路線	東旭川町上兵村382番地先道道鷹栖 東旭川神楽線中心 東旭川町忠別378番地先東川町界
8 E	2	164	2 3	春光6条1丁目2号線	春光6条1丁目3621番地の51地 先 春光6条1丁目3621番地の23地 先

市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定する。

令和2年2月19日提出

旭川市長 西 川 将 人

整 理 番 号				路 線 名	起 点 終 点
種別 番号	ブロック 番号	街区 番号	路線 番号		
6 B	0	0	5 9	上兵村・忠別道路線	東旭川町上兵村382番地の3地先 道鷹栖東神楽線中心 東旭川町忠別908番地先東川町界
8 E	1	2	3 0	東5条10丁目1号線	東5条10丁目39番地先 東5条10丁目44番地先
8 E	2	161	3 6	春光4条5丁目1号線	春光4条5丁目1番地の53地先 春光4条5丁目1番地の333地先
8 E	2	164	2 3	春光6条1丁目2号線	春光6条1丁目3621番地の51地先 春光6条1丁目3621番地の40地先
8 E	4	2	3 0	神楽1条8丁目3号線	神楽1条8丁目429番地の7地先 神楽1条8丁目428番地の2地先
8 E	4	1 4	4 6	神楽岡2条6丁目2号線	神楽岡2条6丁目3番地の1077地先 神楽岡2条6丁目3番地の3658地先

8 E	4	1 4	4 7	神楽岡 3 条 6 丁目 1 号 線	神楽岡 3 条 6 丁目 3 番地の 3 3 6 2 地 先 神楽岡 3 条 6 丁目 3 番地の 3 3 9 5 地 先
8 E	4	1 4	4 8	神楽岡 3 条 6 丁目 2 号 線	神楽岡 3 条 6 丁目 3 番地の 3 3 7 4 地 先 神楽岡 3 条 6 丁目 3 番地の 3 3 8 0 地 先
8 E	5	7 8	2 8	永山 7 条 1 0 丁目 3 号 線	永山 7 条 1 0 丁目 1 0 6 番地の 3 3 地 先 永山 7 条 1 0 丁目 1 0 6 番地の 3 1 地 先

専決処分の報告について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定による長の専決処分事項の指定により、次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和2年2月19日提出

旭川市長 西 川 将 人

損害賠償の額	専決処分年月日	事故発生年月日 及 び 場 所	過失割合
151,786円	令和2年2月3日	令和元年12月23日 旭川市末広1条9丁目	市 100%

専決処分の報告について

損害賠償の額を定めることについて，地方自治法第180条第1項の規定による長の専決処分事項の指定により，次のとおり専決処分したから，同条第2項の規定により報告する。

令和2年2月19日提出

旭川市長 西 川 将 人

損害賠償の額	専決処分年月日	事故発生年月日 及 び 場 所	過失割合 (%)
43,974円	令和2年2月4日	平成31年4月11日 旭川市宮下通8丁目	市 20 相手方 80

専決処分の報告について

変更契約を締結することについて、地方自治法第180条第1項の規定による長の専決処分事項の指定により、次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和2年2月19日提出

旭川市長 西 川 将 人

契約の名称	契約金額（円）	専決処分 年 月 日	議案等の番号及び件名 （議決等年月日）
第2豊岡団地建替 （1－B）新築工事	変更前 815,610,816 変更後 815,714,720	令和2年 1月27日	報告第5号専決処分の報告について （令和元年10月8日） 議案第24号契約の締結について （平成30年6月15日）



専決処分の報告について

変更契約を締結することについて、地方自治法第180条第1項の規定による長の専決処分事項の指定により、次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和元年9月10日提出

旭川市長 西 川 将 人

整理 番号	契約の名称	契約金額（円）	専決処分 年 月 日	議案等の番号及び件名 （議決等年月日）
1	第2豊岡団地 建替（1－ B）新築工事	変更前 810,000,000 変更後 815,610,816	令和元年 8月23日	議案第24号契約の締結 について （平成30年6月15日）
2	東光スポーツ 公園複合体育 施設（武道 館）（A）新 築工事	変更前 529,200,000 変更後 533,186,712	令和元年 8月23日	議案第30号契約の締結 について （平成30年6月15日）
3	東光スポーツ 公園複合体育 施設（武道 館）（B）新 築工事	変更前 467,640,000 変更後 471,125,916	令和元年 8月23日	議案第31号契約の締結 について （平成30年6月15日）



契約の締結について

次の工事請負契約を締結したいので、議会の議決を求める。

平成30年6月15日提出

旭川市長 西 川 将 人

- | | |
|-------------|--|
| 1 工 事 名 | 第2豊岡団地建替（1－B）新築工事 |
| 2 契 約 金 額 | 810,000,000円 |
| 3 契約の相手方 | 盛永・畠山・東成・岸田共同企業体
株式会社盛永組
畠山建設株式会社
東成建設株式会社
株式会社岸田組 |
| 4 契 約 の 方 法 | 一般競争入札（条件付き） |